

補助金の事業スケジュールと必要書類

	時期	手続き	内容・必要書類
除却再販費	4月から	補助金の申請	<b>【補助金の申請】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書（別記第1号様式）</li> <li>・ 空家等の位置図、配置図</li> <li>・ 空家等の写真</li> <li>・ 土地の全部事項証明書</li> <li>・ 昭和56年5月31日以前に建築又は着工されることがわかるもの</li> <li>・ 除却費用の分かる見積書の写し及び内訳書の写し</li> <li>・ 石狩市内事業者であることがわかるもの</li> <li>・ その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
	調査通知書の発送		
	調査通知日から <b>1ヶ月以内</b>	売買契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買契約書の写し</li> <li>・ 事業概要説明書及び確認書（別記第3号様式）</li> </ul>
	<b style="color: red;">交付決定</b> ※この時点で予算に達していた場合には補助金は交付されません。		
	3月末まで	実績報告	<b>【実績報告】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績報告書（別記第7号様式）</li> <li>・ 空家の滅失証明書</li> <li>・ 領収書の写し及び内訳書の写し</li> <li>・ 除却完了後の写真</li> <li>・ 除却後の敷地を再販していることについて、証明できるもの</li> <li>・ その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
	3月末まで	補助金の請求	<b>【請求】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求書（別記第9号様式）</li> <li>・ その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
補助金の支払い			